

## 医師法第 21 条について

鹿児島市医師会医療事故調査制度サポートセンター委員会  
委員長 小田原良治

### 医師法第 21 条（異状死体等の届出義務）

医師は、死体又は妊娠 4 月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。（同 33 条の 2 に罰則）

医師法第 21 条については、最高裁平成 16 年 4 月 13 日判決で解釈が確定しています。

東京都立広尾病院事件は、関節リウマチに対する手指手術の患者の術後に、看護師が抗生剤と誤って消毒薬を注射して死亡させたという、明らかな医療過誤事件です。医師法第 21 条の届出義務違反の共犯として起訴された病院長にたいし、東京地裁は、「経過の異状」「外表異状」で有罪としますが、控訴審の東京高裁は、同様の事実認定にもかかわらず、1 審判決を破棄自判します。

東京高裁は、「医師が死体の外表面の異状を明確に認識していないのであれば異状性の認識はない」としました。この判決は、上告審の最高裁でも支持され、「死体の検査とは、死体の外表を調べることである。検査して異状を認めたものは届出義務がある。」と述べています。

診療関連死は、「死体の外表を見て、異状を認めたものは届出義務がある」（外表異状）ということです。過誤の有無とは無関係です。下表に示します。

（平成 26 年 6 月 10 日、参議院厚労委員会で、田村憲久厚労大臣の「外表異状」確認答弁により行政的にも定着しています。）

通常の手術痕は、異状ではありません。インスリン誤投与例や手術中の出血性ショックから播種性血管内凝固症候群（DIC）を合併し多臓器不全で死亡したような例も異状死体ではありません。刃物の刺し傷等、犯罪によると思われる異状な痕跡が「外表異状」に該当します。

今回の医療事故調査制度は、医師法第 21 条とは並列的關係にありますので、それぞれについて要件を検討して、警察への届出あるいは医療事故調査・支援センターへの報告を検討する必要があります。

なお、外表異状を認めなかった場合は、診療録に「死体の外表検査をして異状を認めなかった」と記載してください。

また、文書の一部を独断的に判断せず、必ず研修会等を受講して全体として理解して判断してください。

### 「外表異状」と「医療過誤」（医師法第 21 条）

過誤\外表	異状なし	異状あり
過誤なし	届け出不要	届け出
過誤あり	届け出不要	届け出